

泉大津市あき家・あき店舗・あき地・あき室バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における「あき家」、「あき店舗」、「あき地」、「あき室」(以下「あき家等」という。)の有効活用を通して、良好な住環境の確保を図り、地域の活性化及び地域コミュニティの維持に繋がる魅力あるまちづくりに寄与するため、市内のあき家等の売却及び賃貸情報やあき家利用希望者情報を提供する泉大津市あき家・あき店舗・あき地・あき室バンク(以下「泉大津市あき家バンク」という。)制度の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あき家 主に居住を目的として市内に建築された戸建住宅や店舗付住宅等において、現に居住又は使用しておらず、若しくは近く居住又は使用しなくなる予定の個人が所有する建物等及びその敷地をいう。
- (2) あき店舗 主に商工業を営むことを目的として市内に建築された店舗等において、現に使用しておらず、若しくは近く使用しなくなる予定の個人又は法人が所有する建物等及びその敷地をいう。
- (3) あき地 主に居住又は商工業を営むことを目的として建物を建築することができる市内の土地において、現に使用しておらず、若しくは近く使用しなくなる予定の個人又は法人が所有する土地をいう。
- (4) あき室 主に居住を目的として市内に建築された共同住宅等において、現に居住又は使用しておらず、若しくは近く居住又は使用しなくなる予定の個人が所有する部屋をいう。
- (5) 所有者等 あき家等に係る所有権その他の権利により、当該あき家等の売却又は賃貸等を行うことができる権利を有する者をいう。
- (6) 利用希望者 あき家等の購入又は賃貸等を希望する者をいう。
- (7) 泉大津市あき家バンク あき家等の売却、賃貸借等を希望する所有者等が、あき家等や所有者等の意向等の情報を利用希望者に対し、提供する仕組み及び購入又は賃貸等を希望する利用希望者の情報を所有者に対し提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、泉大津市あき家バンクに登録されたあき家等について、泉大津市あき家バンク以外によるあき家等の取引を妨げるものではない。

- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)と認められる者は、泉大津市あき家バンクを利用することはできない。

(あき家等の登録の申込み)

第4条 泉大津市あき家バンクにあき家等の登録を希望する所有者等は、泉大津市あき家バンク登録申込書(様式第1号)及び泉大津市あき家バンク登録カード(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 泉大津市あき家バンクにあき家等の登録を希望する所有者等は、大阪版・空家バンクへ掲載等に同意をしているものとする。

(あき家等の登録の通知等)

第5条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、その内容等を確認の上、登録が適切であると認めるときは、泉大津市あき家バンク登録台帳(様式第3号)(以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは登録を行わないものとする。

- (1) 第2条第1号、第2号、第3号、第4号の規定に該当しないとき
- (2) 第2条第5号の規定に該当しない者からの申込みによるとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が泉大津市あき家バンクへの登録が適当でないと認めるとき

2 市長は、前項の登録台帳への登録をしたときは、泉大津市あき家バンク登録台帳登録通知書(様式第4号)により、所有者等に通知するものとする。

3 第1項による登録台帳への登録の期間は、登録の日から起算して3年間(以下「登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。

4 市長は、第1項の登録台帳への登録を行わないことを決定したときは、泉大津市あき家バンク登録台帳非登録通知書(様式第5号)により、所有者等に通知するものとする。

5 市長は、第1項の登録に際し、必要に応じてあき家等の現地確認を行うものとする。

(登録台帳の登録事項の変更の届出)

第6条 前条第2項の規定により登録台帳への登録の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、泉大津市あき家バンク登録内容変更届出書(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(登録台帳の登録の取消し)

第7条 市長は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定により登録台帳に登録した情報を取り消すとともに、泉大津市あき家バンク登録取消通知書(様式第7-1号)により、当該登録者に通知するものとする。

- (1) 登録台帳に登録したあき家等の売買又は賃貸借等の契約が成立したとき
- (2) 登録期間が経過したとき
- (3) 登録者から泉大津市あき家バンク登録取消届出書(様式第8号)の提出があったとき
- (4) 登録内容に虚偽があったとき
- (5) 所有者等が泉大津市あき家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録台帳に登録されていることが不相当と認めるとき

(利用希望者の登録の申込み)

第8条 利用希望者は泉大津市あき家バンク利用希望者登録申込書(様式第9号)及び泉大津市あき家バンク登録カード(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 利用希望者は、大阪版・空家バンクへ掲載等に同意をしているものとする。

(利用希望者の登録の通知等)

第9条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、その内容等を確認の上、登録が適切であると認めるときは、泉大津市あき家バンク利用希望者登録台帳(様式第10号)(以下「利用希望者登録台帳」という。)に登録し、泉大津市あき家バンク利用希望者登録台帳登録通知書(様式第11号)を当該申込者に通知するものとする。

2 前項による利用希望者登録台帳への登録の期間は、登録の日から起算して3年間(以下「利用希望者登録期間」という。)とする。ただし、再登録することを妨げない。

3 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、第1項の規定による登録を行わないものとし、泉大津市あき家バンク利用希望者登録台帳非登録通知書(様式12号)により、当該申込者に通知するものとする。

(1) 暴力団員等である者)もしくは(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途に使用する者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用希望者登録台帳への登録が不相当と認めるとき(利用希望者登録台帳の登録事項の変更の届出)

第10条 前条第1項の規定により利用希望者登録台帳への登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは泉大津市あき家バンク利用希望者登録内容変更届出書(様式第13号)により、市長に届け出なければならない。

(利用希望者登録台帳の登録の取消し)

第11条 市長は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、第9条第1項の規定により利用希望者登録台帳に登録した情報を取り消すとともに、泉大津市あき家バンク利用希望者登録取消通知書(様式第14号)を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 利用登録者が空き家の売買又は賃貸借の契約を締結したとき

(2) 利用希望者登録期間が経過したとき

(3) 利用登録者から泉大津市あき家バンク利用希望者登録取消申出書(様式第15号)の提出があったとき

(4) 登録内容に虚偽があったとき

(5) 利用登録者が泉大津市あき家バンクを利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害するおそれがあると認められるとき

(6) 第9条第3項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用希望者登録台帳への登録が不相当と認めるとき

(交渉、契約等)

第 12 条 あき家等に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約(以下「契約等」という。)については、当事者間でこれを行うものとし、市長はこれに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の疑義、紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 登録者及び利用登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 泉大津市あき家バンクから知り得る個人情報(第 7 条及び第 11 条の規定により取り消した個人情報を含む。以下同じ。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくはこの要領に定める目的以外の目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと
- (2) 泉大津市あき家バンクから知り得る個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと
- (3) 泉大津市あき家バンクから知り得る個人情報をき損し、及び滅失することのないよう適正に管理すること
- (4) 泉大津市あき家バンクから得た個人情報を保有する必要がなくなつたときは、適切に廃棄すること

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、泉大津市あき家バンクの運用に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。